

北竜町第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書

1. 業務名

北竜町第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務

2. 業務の目的

平成27年に子ども・子育て支援法が施行され、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、北竜町でも令和2年度から令和6年度までの「第2期 北竜町子ども・子育て支援事業計画」を5か年計画で策定しており、本年度が最終年度になっている。

地域の多様な子育てニーズを把握し、住民の子育て支援に関する生活実態や意向について集計・分析を行い、町の課題を抽出し今後の方針や構想について様々な観点から検討しとりまとめる「北竜町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定する事を目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納期限及び各年度に支払う委託料の額は協議により定める。

4. 業務内容

(1) アンケート調査の実施

地域の多様な子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や意向についてアンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

(2) 現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び第2期計画の取り組みへの評価などを整理し、北竜町の子ども・子育て支援に関わる課題を抽出する。

(3) 需要量の推計及び目標量の設定

アンケート調査等及び過去のサービス利用実績や見込み量、北竜町の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過等を加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(4) 事業計画骨子案の策定

3の目標量等を反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要等を示すもの）を取りまとめる。

(5) 子ども・子育て会議の支援

子ども・子育て会議（令和6年度4回程度開催予定）の開催に当たり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(6) 事業計画の策定支援

1～3の結果を反映し、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・計画結果等に基づき計画案を修正する。

(7) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して北竜町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

- (8) 子ども・子育て支援に係るシンポジウム等の開催
子ども・子育て支援会議とは別に、全町民向けの意見聴取及び講演会の場の設定を1回以上行う。
- (9) 子ども・子育て支援や子ども施策に係る先進事例の提供
計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国市町村の特色ある施策の事例提供を行う。
- (10) 子ども・子育て支援や子ども施策に関する情報提供支援
本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要であることから、厚生労働省や内閣府等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を策定して、北竜町に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。
- (11) 法制執務相談
本業務の策定過程において、北竜町例規に係る制定、整備、解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、疑義が生じた際はその疑義に対する照会や相談について対応する。

5. 成果品

- (1) アンケート調査報告書
- (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画書（A4判、100頁程度）
- (3) 第3期子ども・子育て支援事業計画書概要版（A4判、8頁程度）
- (4) 子ども・子育て支援・子ども施策に係る先進事例
- (5) 第3期子ども・子育て支援事業計画全国調査結果報告書
- (6) 業務に関連するデータ一式（Word形式及びPDF形式）
- (7) 北竜町子育てガイドブック

6. その他

- (1) 業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努める事。
- (2) この仕様書に定めるものの他必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (3) 今後新たな方針が国及び道から示されるなど状況が変化した場合には、北竜町と協議の上、本業務内容を変更することが出来る。
- (4) 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画作りと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画作りを考慮する必要があるため、全国で第2期子ども・子育て支援事業計画及びその他類似計画策定の支援実績があること。